# 東京大学医科学研究所教員懲戒手続規程

平成１６年４月１日制定
東大医科研規則第１１号
改定　平成１７年　４月　１日
平成１９年　３月２６日
平成２１年　３月２６日
平成２７年　３月２６日
令和　８年　９月１７日

（目的）

第１条　この規程は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成１６年医科研規則第１号。以下「就業規則」という。）第３条ただし書並びに東京大学医科学研究所教員の就業に関する規程（平成１６年医科研規則第８号）第４条、第６条及び第９条に基づき、常勤の教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下「教員」という。）に対する懲戒処分の手続を定めることを目的とする。

（審査の付議）

第２条　国立大学法人東京大学総長（以下「総長」という。）は、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）の規則に基づく調査又はこれに準ずる調査（以下「先行調査」という。）の結果により、教員に、就業規則第３８条に定める懲戒の事由（本条において「懲戒事由」という。）のいずれかが存在すると思料する場合には、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の下に設置する教員懲戒委員会に事実の調査及び審査を付議することができる。

２　総長は、前項の規定に基づき教員懲戒委員会に付議した案件（以下「付議案件」という。）について、大学法人の組織秩序の維持や社会的信頼の保持及び回復のため、特に必要があると認めるときは、教員懲戒委員会に対し特に迅速な手続の進行を求め、また、その進行状況について報告を求めることができる。

（教員懲戒委員会）

第３条　教員懲戒委員会は、教員に対する懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容（以下「懲戒処分案」という。）に関する審査を行う。

２　教員懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成し、第１号に定める者を委員長とする。

(1)　副学長
(2)　評議会の評議員
(3)　大学法人の教授又は准教授
(4)　学外の法律の専門家

３　前項第１号に規定する委員の数は１名とし、その他の委員の数はそれぞれ若干名とする。

４　委員長に事故があるときは、第２項第２号に定める委員のうちからあらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

５　教員懲戒委員会の委員は、総長の提案に基づき、評議会が選任する。

（幹事会）
第４条　教員懲戒手続の計画的な進行を図るため、教員懲戒委員会に幹事会を置く。
２　幹事会は、次の各号に掲げる委員により組織する。
(1)　委員長
(2)　前条第４項の規定により委員長の指名する委員　１名
(3)　前条第２項第４号に定める委員のうちから委員長の指名する委員　１名
３　幹事会は、付議案件の調査及び審査に係る期間の目標その他の審議計画を定める。
（調査審議）
第５条　教員懲戒委員会は、原則として、付議案件ごとに調査委員会を設置するものとする。
２　調査委員会は、原則として、大学法人の教員である委員（第３条第２項第２号又は同項第３号に掲げる委員をいう。）及び第３条第２項第４号に掲げる委員各１名で構成する。
３　調査委員会は、必要に応じ、大学法人の教員及び学外の法律の専門家の補助を求めることができる。
４　調査委員会は、付議案件について、調査及び審議を行い、懲戒処分案を決定し、教員懲戒委員会に報告する。ただし、懲戒処分案について、調査委員会委員の意見が一致しないときその他必要があると認めるときは、教員懲戒委員会に複数の懲戒処分案を報告することができる。
５　第１項の規定にかかわらず、幹事会は、付議案件について、先行調査において懲戒処分案の作成のために必要かつ十分な調査が行われており追加の調査を要しないと判断したときは、調査委員会を設置することなく、懲戒処分案を決定し、懲戒委員会に報告することができる。
６　幹事会又は調査委員会（以下「調査委員会等」という。）は、先行調査において認定された事実関係が合理的であると認められるときは、当該事実関係に基づき第４項の決定を行うものとする。
（協力義務）
第６条　大学法人の役員及び教職員は、調査委員会等の行う調査に対し、誠実に協力しなければならない。
２　調査委員会等が必要と認めるときは、付議案件に関係する資料を管理する者に対し、当該付議案件に関する調査及び審議に必要な限度において、関係資料の提出を求めることができる。この場合において、当該資料を管理する者は、直ちに当該資料を提出しなければならない。
（弁明の機会の付与）
第７条　調査委員会等は、懲戒処分案の決定に際し、東京大学医科学研究所教職員懲戒規程（平成１６年医科研規則第２２号）の定めるところにより、調査の対象となる教員に、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
（教員懲戒委員会による決定及び報告）
第８条　教員懲戒委員会は、第５条第４項及び第５項に定める報告に基づき審査を行い、懲戒処分案を決定する。
２　前項の決定を行うにあたっては、委員の３分の２以上が出席していなければならない。
３　第１項の決定は、出席した委員の３分の２以上の賛成によって行う。
４　教員懲戒委員会委員長は、第１項に定める決定をした場合には、遅滞なく総長に報告しな

ければならない。
５　教員懲戒委員会は、第１項の審査を行うにあたり必要と認めるときは、第５条第３項の規定により調査委員会を補助した大学法人の教員に出席を求め、その専門分野に係る知見の提供等の補助を求めることができる。
（懲戒処分の発令）
第９条　総長は、前条第４項により教員懲戒委員会委員長から懲戒処分を要する旨を決定したとの報告を受けた場合、同委員会が決定した懲戒処分案を踏まえて、当該教員に対する懲戒処分を発令する。
２　総長は、教員懲戒委員会が懲戒処分案を決定するにあたり認定した事実が合理性を欠き、又はその内容に不足があると思料するときは、再度、教員懲戒委員会に調査及び審査を求めることができる。
３　総長は、教員懲戒委員会が決定した懲戒処分案の量定が合理性を欠くと認めるときは、自ら懲戒処分の量定を決定することができる。
（評議会への報告）
第１０条　総長は、前条に基づいて発令した懲戒処分の概要を、当該懲戒処分発令後の直近に開催される評議会に報告する。
２　総長は、前条第３項の決定を行ったときは、前項の報告にあわせて、その理由を説明するとともに、監事に報告しなければならない。
（教員の解雇、降任、配置換又は出向）
第１１条　本人の意に反する教員の解雇、降任、配置換又は出向は、教員懲戒委員会に付議し、その審査の結果を踏まえて行わなければならない。ただし、組織の廃止等により現に就いている職が消滅する場合に行う配置換又は出向については、この限りでない。
２　前項の教員懲戒委員会の審査については、第８条第２項及び第３項を準用する。
３　教員懲戒委員会は、第１項に定める審査の結果を遅滞なく総長に報告しなければならない。

附　則
この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

２　令和９年３月３１日までの間、この規則による第３条から第５条までの規定の適用に関しては、なお従前の例によることができる。

３　この規則の施行の際、改正前の第５条第４項の規定により、現に調査を行っている調査委員会の組織構成及び議決方法に関しては、なお従前の例による。